

旧優生保護法訴訟及び生活保護基準引下げ訴訟に関する共同アピール

優生思想や障害者に対する差別は、命の平等・個人の尊厳を否定するものです。

また、近代社会において、国民の健康で文化的な最低限の生活を奪い、貧困を拡大することも、個人の尊厳を否定することにほかなりません。

現在、旧優生保護法の被害について、また、生活保護基準の引下げに関して、各地で裁判が行われています。

旧優生保護法に関する訴訟では、大阪高裁と東京高裁で、優生思想に基づく強制不妊手術等は個人の尊厳を否定する重大な憲法違反とする判決が言い渡されました。また、生活保護基準の引下げ訴訟では、大阪、熊本、東京、横浜の各地裁で引下げを違法とする勝訴判決が言い渡されました。

しかしながら、国は控訴や上告を行い、裁判は長期化の途を辿っています。司法の判断を尊重した立法措置や行政措置も講じられていません。

それぞれの事件の原告は、非常な決意の下に訴訟提起をした方たちであり、しかも高齢化している原告が多数を占め提訴後に死亡された方も少なくありません。

原告らの精神的苦痛を取り除き、尊厳ある生活を取り戻すためにも早急な解決が必要です。

また、これらの裁判は、障害のある方や生活保護を受給している方を含むすべての人について、個人の尊厳が尊重され、差別と貧困のない社会を作り出すための戦いです。

すべての人は、あるがままに尊重され、幸せに生きる権利があります。

いのちを分けない社会をつくりあげていくために、今行われている裁判のことを知ってください。

我々原告団及び弁護団は、本日のシンポジウムを契機として、共同して、旧優生保護法訴訟と生活保護基準引下げ訴訟の早期解決を求めるとともに、社会の関心とご支援を強く求めます。

2022年11月19日

旧優生保護法訴訟原告団・弁護団
生活保護基準引下げ訴訟原告団・弁護団